

イノシシの保護管理に関する
レポート
(平成24年度版)

2013年3月

環 境 省

はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度にイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的としてイノシシ保護管理検討会を設置しました。

今後、定期的に保護管理に関する最新情報を「イノシシの保護管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

なお、本レポートは上記ガイドラインの内容をご存知の方を対象として作成しております。

- | | |
|------------------------|-----|
| ● このレポートの目的 | 2p |
| ● イノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題 | 2p |
| ● 地域ぐるみでの捕獲の推進 | 5p |
| ● 鳥獣被害防止特別措置法との連携 | 8p |
| ● 被害軽減のための捕獲 | 10p |

このレポートの目的

1999（平成11）年の鳥獣保護法改正により特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、イノシシの保護管理のため、特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）は、現在34府県で策定されています。

現在のイノシシの保護管理の主な課題は「農林作物の被害軽減」であり、個体群管理、被害防除、生息地管理を3本柱として施策が行われてきました。特に個体群管理に関しては、狩猟者が減少する中、狩猟及び許可による捕獲数が共に右肩上がりに増加し続けています。しかし、依然として被害状況は改善がみられず、分布も拡大しつつあります。その理由はいくつかありますが、適切な管理計画の策定とその実行に課題があることも確かです。計画内容と計画執行に関しては、都道府県間にかなりの差があり、特定計画の内容が形式的で形骸化する傾向が見られる地域も生じています。

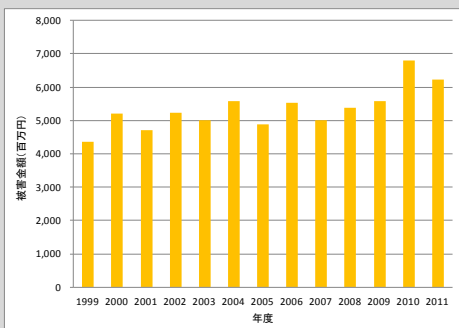
このレポートでは、まずイノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題について整理し、被害軽減のための捕獲体制整備や捕獲頭数を増加させる施策等の紹介をすることにより、イノシシの保護管理に関わる行政担当者の業務遂行を支援します。

イノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題

◆イノシシ管理の現状

現在のイノシシ保護管理の基本的なテーマは、①農林作物への被害を軽減させること、②狩猟獣として資源管理すること、③今後問題化する可能性のある生態系への影響を一定のレベル（許容範囲）にすることです。被害や影響の許容レベルは、最終的には生物学的にはではなく地域の合意で決まります。

①農林作物の被害軽減



農作物の作付面積が減少しているにも関わらず、被害金額は高止まり。

②狩猟獣としての資源管理

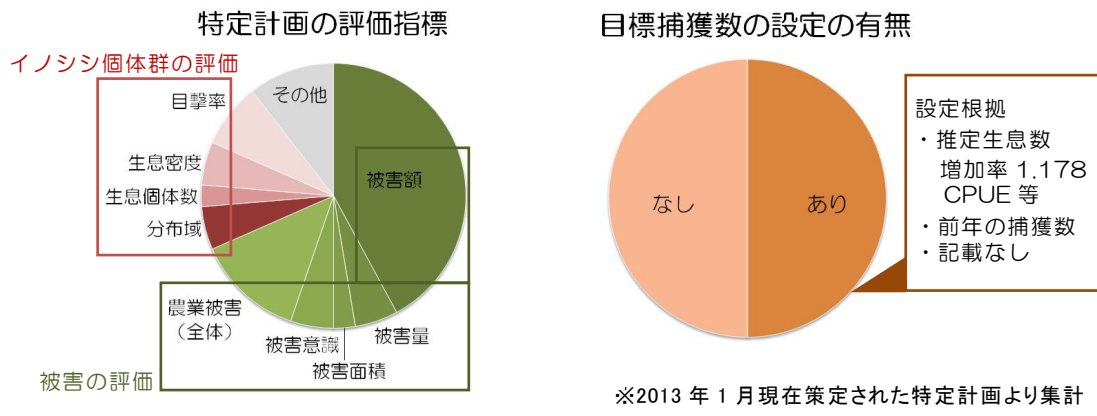
イノシシは資源利用が最も行われており、狩猟者にとって重要な狩猟獣の1つ。長期的な視点をもった管理が必要。

③生態系への影響軽減

北アルプスにおける高山植物の掘り起こし被害や、島嶼部への侵入など、一部地域で生態系への影響が顕在化。

特定計画は「個体群管理」、「被害防除」、「生息地管理」の3本柱から構成されていますが、イノシシにおいては、狩猟期間の延長や休猟区での狩猟特例や鳥獣保護区などでの捕獲の促進と、地域ぐるみでの被害防除に重点を置いた施策が実施されています。

現在のイノシシ保護管理目標では、基本的なテーマの「農林作物の被害軽減」が主に取り上げられています。具体的な管理目標を“〇〇年度の被害金額の1/2に減少させる”のように、被害額や被害量、被害意識など、被害に係る指標を用いている計画が多いのが現状です。生息頭数や生息密度など、イノシシ個体群に関する指標を管理目標としていないのは、生息頭数と農林作物への被害が、必ずしも相関関係にないためです。一方で、特定計画の半数が、推定生息数や前期計画の年間捕獲数に基づき、目標捕獲頭数を設定しています。



◆保護管理の主要な課題

イノシシに関しては、推定生息数を把握する手法が確立されていないうえに、個体数の季節変動や年変動が大きく、個体数コントロールにおける具体的な目標設定をどうすべきかが不明確な計画になりがちです。「農林作物の被害軽減」を目標とする場合には、目標捕獲頭数を設定するよりも、耕作地周辺における許可捕獲をどのように計画に位置づけるかを検討する必要があります。

ピックアップ! 保護管理の目標の設定

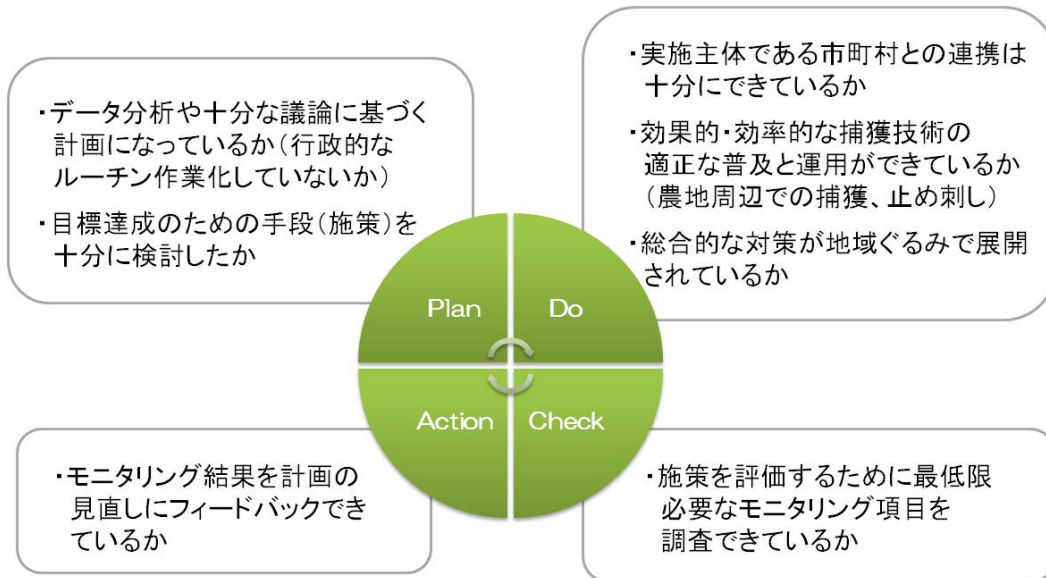
捕獲によって何を達成するのか評価されていない・できないケースがある

→ 状況が改善されていないのにも関わらず、計画目標がおおむね達成されたと評価される

目標捕獲数を設定し、捕獲できたかどうかを評価するのは簡単
しかし、本来の目標「被害軽減」はどうなった？

◆今後の保護管理における主な課題

特定計画はPDCAサイクルに基づき推進していくものです。計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップで指摘される課題を確認しながら、計画を推進する必要があります。



イノシシ保護管理のポイント！

「農林作物への被害軽減」を目的とする捕獲の考え方に注意

被害を起こしているイノシシを効率よく捕獲するには、農地周辺での捕獲を実施する必要があります。

趣味である狩猟による捕獲は、必ずしも被害対策につながらない場合があります。

そこで、被害を効果的に軽減させるために、農地周辺での捕獲を「地域ぐるみ」で実施する体制の整備が必要になります。



地域ぐるみでの捕獲の推進

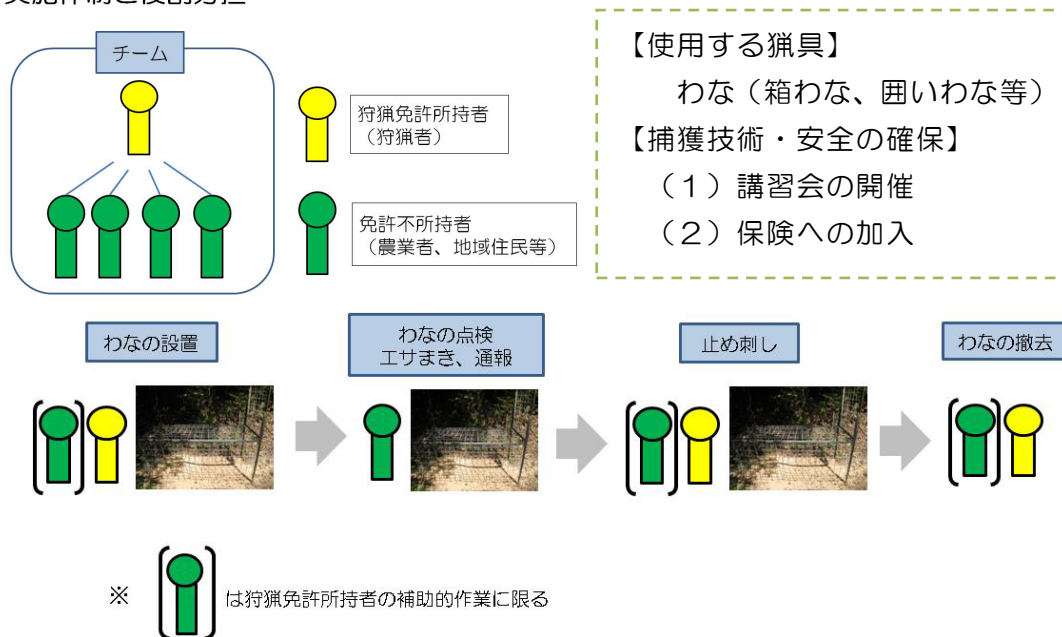
2011年（平成23年）9月に「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、狩猟免許を持たない者であっても、一定の要件のもとで、銃器の使用以外による有害鳥獣捕獲に、補助者として参画が可能となりました。

◆制度の概要

市町村、農協、森林組合等、環境省が定める法人が申請する有害鳥獣捕獲の許可に際して、原則捕獲従事者は狩猟免許が必要ですが、以下の条件を全て満たせば狩猟免許を受けていない者を補助者として捕獲に従事させることができるようになりました。

- ・銃器以外の方法による場合
- ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれる場合
- ・当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合

実施体制と役割分担



◆実施に当たっての必要事項

- ・鳥獣保護事業計画への位置づけ
各都道府県の鳥獣保護事業計画に本制度を位置づけることが必要。
- ・行政、猟友会、農業者等を含めた地域の合意形成
地元住民、地元猟友会、農林業者、行政の合意形成を図ることが重要。地域の現状認識の共有や実施体制、役割分担等について、地域関係者で十分に

議論を行い、合意を形成。

◆実施にあたっての留意点

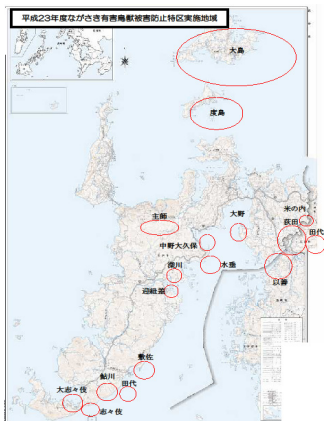
- ・ わな設置数の増加による錯誤捕獲の増加
わな設置後は見回りを適切に行うとともに、錯誤捕獲が発生したときの体制を整備。
- ・ 従事者証の発行
免許を持っていない補助者であっても、従事者証の発行をうけて従事。
- ・ くくりわなの使用
地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護及び住民の安全性が確保される場合にはくくりわなの使用が可能。
- ・ 不適切な餌付けによる人里への動物の誘引
不適切な餌付けにより、人里へ野生動物を誘引しないよう注意。
- ・ 専門家の助言
適切かつ効果的な捕獲が行われるよう、専門家の助言を受けて実施。
- ・ 保険の加入
事業を実施する捕獲許可を受けた法人等は、事故等の発生に対処するため、保険に加入。

◆地域ぐるみでの捕獲活用事例（1303 特区事業）

長崎県では、鳥獣害対策の基本方針である「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の3つを地域で取り組むため、2004年（平成16年）6月に「ながさき有害鳥獣被害防止特区」の認定を受け、平戸市等5市町村で、狩猟免許を持たない捕獲従事者を含む地域ぐるみでの捕獲を開始しました。

長崎県平戸市

【捕獲隊の体制】 組織単位 : 任意
リーダー : 猟友会員



従事者のうち2~3割が非農家

捕獲隊の活動推移

| 年度 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 捕獲隊数 | 10 | 21 | 21 | 20 | 20 | 21 | 23 |
| 従事者数 | 90 | 180 | 180 | 169 | 173 | 175 | 196 |
| 捕獲頭数 | 110 | 132 | 408 | 204 | 418 | 378 | — |

【気を付けている点】

「地域のことは地域自らで守る」という方針のもと、市と猟友会及び農家を含めた地域住民との連携による取り組みを推進

長崎県諫早市

- 【捕獲隊の体制】 組織単位 : 自治会
リーダー : 自治会長もしくは、その地区の代表者
(必ずしも猟友会員ではない)

※リーダーが地域の捕獲を指導する猟友会員を選ぶシステム



非農家約30名、女性も参加

捕獲隊の活動推移

| 年度 | 平成23 | 平成24 |
|--------|------|------|
| 実施自治会数 | 28 | 40 |
| 従事者数 | 336 | 359 |
| 捕獲頭数 | 91 | 95 |
| 箱わな購入数 | 170 | 98 |

【気を付けている点】

持続性のある取り組みを
目指している

制度運用のポイント！

◆ 捕獲報奨金の扱いについて

平戸市：捕獲報償金は、リーダーである有害鳥獣駆除員に支払っており、止め刺し等の経費について、各リーダーの判断によって分配している。

諫早市：報奨金の分配は自治会に任せている。

各組織に任せることで従事者も納得・行政負担も軽減

◆ 制度導入の第2のメリット

これまで捕獲に参加できなかった住民が、捕獲の苦勞を理解し、自分たちで総合的な対策をする意識が芽生えた。また、地域に団結力が生まれ、捕獲以外の対策（防護柵設置など）も進むようになった。

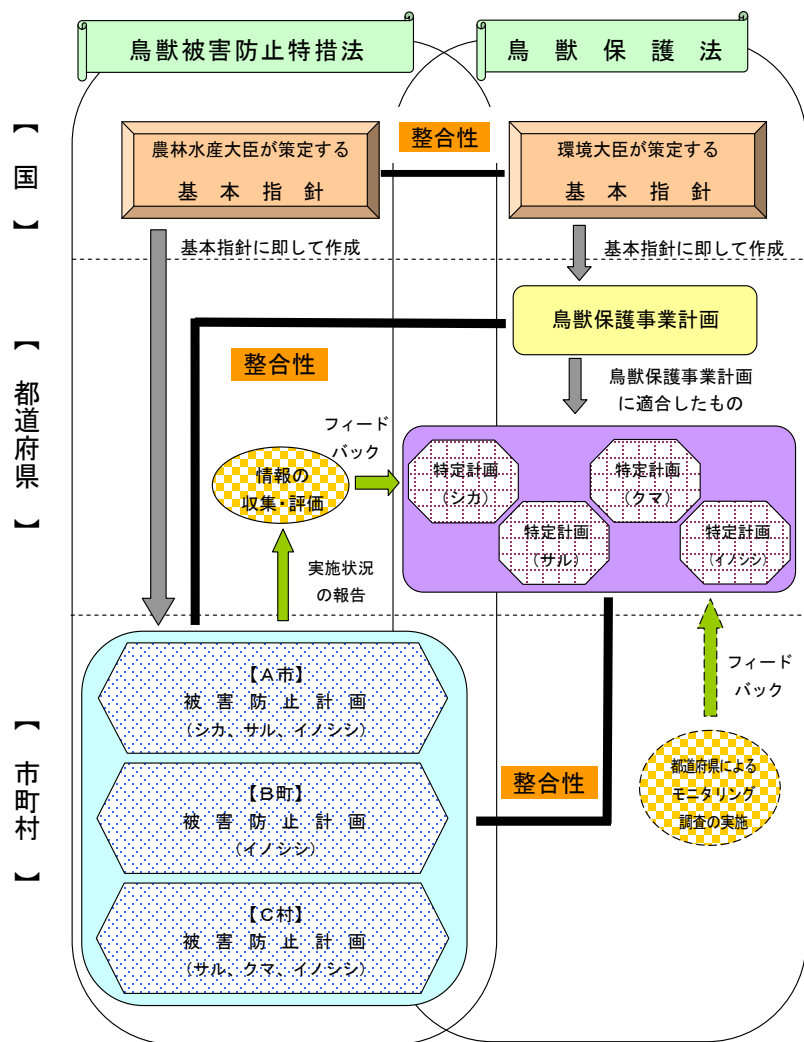
意識改革により「地域ぐるみ」の総合対策が促進

鳥獣被害防止特別措置法との連携

鳥獣による被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、2007年（平成19年）12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、鳥獣被害防止特措法）」が制定され、2012年（平成24年）3月に一部改正がなされました。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となり行う様々な被害防止のための総合的な取組に対する支援等が盛り込まれています。

特定計画は、個体群管理、被害防除、生息地管理の3本柱から構成されますが、鳥獣保護法には捕獲に関する様々な制度はあるものの、生息地管理や被害防除に関わるツールは少ないのが現状です。

鳥獣担当部局は、多くの場合、農林業被害や生息地管理に関する施策の担当部局と異なるため、被害防除や生息地整備については、その担当である農林部局などと協力しなければなりません。また、特定計画の策定は都道府県が担当していますが、保護管理目標が被害防除となることの多いイノシシについては、施策の実施主体は市町村になることが多いです。都道府県の鳥獣部局担当者は、これらの他の部局や市町村が実施している施策を把握



※点線囲み部分は現在法律上規定されていないもの（基本指針に記載）

し、連携した施策を展開する必要があります。

連携強化に向けた具体策の例

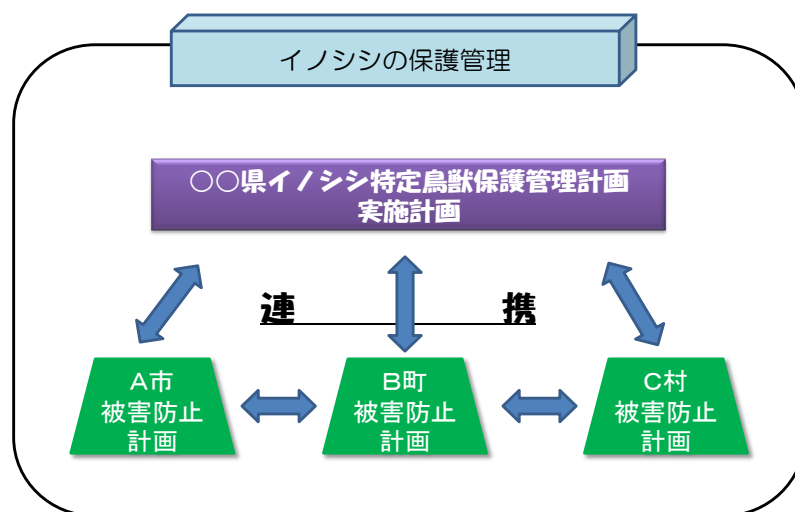
◆ 連絡会議の開催

都道府県の環境部局または農林部局と市町村の農林部局の担当者が一堂に会し、両計画を推進するための意思疎通の会合を開催することが、両計画の連携を図るために効果的です。都道府県内の情報共有を推進し、特定鳥獣保護管理計画と被害防止計画の整合性（例えば、捕獲目標数の調整など）をとり、効率よく被害の軽減を図ることを目指しましょう。

◆ 役割分担の明確化

特定鳥獣保護管理計画を策定している都道府県は、市町村が作成する「被害防止計画」を、特定鳥獣保護管理計画の実施計画と連動させ、より効果的な対策の実施を検討しましょう。

例えば、“被害対策は被害防止計画で”、“分布拡大地域への対応や全体のモニタリング等は特定計画において対応を行う”など、各都道府県内で、複数の部局にまたがる予算や人材などを集約し、適切な役割分担のもと、一体的に対策を実施していくことが、被害対策の推進のために効率かつ効果的です。



被害軽減のための捕獲

特定計画の施策の1つである捕獲の効果を評価するには、イノシシの生息状況や被害状況を調査するだけでなく、「どこで」、「どのように」捕獲が行われ、「どんな」個体を捕獲したのかを評価することが重要です。

「農林作物の被害軽減」を目的とした捕獲は、下記の考え方に基づいて行うことが重要です。

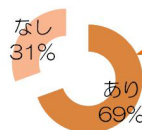
- ✓ 被害農地周辺で加害個体を捕獲すること
- ✓ 箱わなや囲いわなを用いる場合には、親個体（もしくは母親個体）を優先し可能な限り群れごと捕獲すること

【根拠】

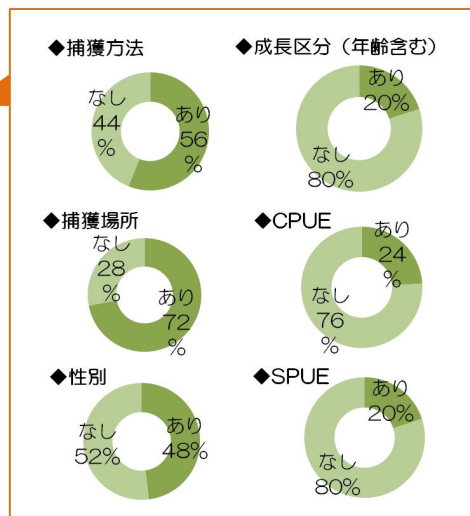
- 特定の個体が加害していることが多い
- イノシシは1歳になるまでの死亡率が高く、うり坊は捕獲をしなくても約半数が自然に死亡する
- うり坊のみを捕獲すると、母親が再び発情し繁殖を行う場合があり、再び子を出産する

捕獲に関するモニタリング項目に有害捕獲個体の捕獲場所、性別などを含めている計画もありますが、実際に特定計画の中で有害捕獲個体について評価しているものは少ないです。そこで、以下に効率良く加害個体を捕獲するポイントを示しました。

有害捕獲個体の調査の有無



※ 2013年1月現在策定された特定計画より集計



農作物被害軽減のため効率良く加害個体を捕獲する方法

- 捕獲場所
 - 農地からおよそ 500m以内で捕獲する
- 捕獲個体の性別・年齢区分
 - 成獣メスを優先的に捕獲する
- 複数捕獲
 - 群れごと捕獲する（完全に餌付いたら捕獲を開始する）

平成 24 年度
イノシシの保護管理に関するレポート

2013 年 3 月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒110-8676 東京都台東区下谷3丁目10番10号
電話：03(5824)0960（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」
に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した
材料「A ランク」のみを用いて作製しています。